

公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

令和 8 年 7 月 15 日

長野県知事 阿 部 守 一

登録番号	9	登録年月日	平成13年8月30日				
登 録 検 査 機 関 の 名 称		信州うえだ農業協同組合					
代 表 者 氏 名		代表理事組合長 丸山 勝也					
主たる事務所の所在地		長野県上田市大手二丁目7番10号					
登録の区分	品 位 等 検 査						
農産物の種類	国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地
備 考	代表者の変更						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。